

(趣旨)

第1条 この告示は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）がコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）に係る町からセンターへの申請その他の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 町は、申請を希望する自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体（以下「自治会・町内会等」という。）を広く町内から募集するため、ホームページ、広報等を利用し事業の周知を図るものとする。

(申請)

第3条 申請を希望する自治会・町内会等は、コミュニティ助成事業申請希望書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項による申請のうち、祭礼用備品等の整備に関する事業については、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) センターのコミュニティ助成事業実施要綱及び実施要領等に該当する事業であること。
- (2) 事業は、自治会・町内会等に属する町民の同意を得ていること。
- (3) 事業を行うに当たり、自治会・町内会等の自己資金が助成を受けようとする額を超えていないこと。

3 前2項の申請は、町長が別に定める募集期間内に提出しなければならない。

(審査会)

第4条 コミュニティ助成事業申請希望書の内容審査及びセンターへの助成申請の優先順位等の決定を行うため、コミュニティ助成事業審査会（以下「審査会」という。）をおく。

2 審査会は、副町長、総務課長、企画財政課長、ふるさと振興課長をもって組織する。

3 審査会の委員長は副町長、副委員長は企画財政課長をもって充てる。

4 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

(抽選)

第5条 審査会においてセンターへの助成申請の優先順位を決定することが難しい場合は、抽選により決定するものとする。

(結果通知)

第6条 町長は、審査会における審査の結果又は抽選の結果をコミュニティ助成事業結果通知書(様式第2号)により、当該自治会・町内会等にその旨を通知するものとする。

(助成の決定)

第7条 町長は、センターから助成の決定通知があった場合は、速やかに当該自治会・町内会等に対し、コミュニティ助成事業決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成の制限)

第8条 助成の決定を受けた自治会・町内会等は、次年度以降10年間は、実施要綱に規定する事業のうち同種事業については助成申請を行えないものとする。

(変更)

第9条 助成決定を受けた自治会・町内会等は、当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに、コミュニティ助成事業変更申請希望書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請希望書を受理したときは、内容を確認し、センターに助成事業変更申請を行うものとする。ただし、実施要綱に規定する軽微な変更該当する場合はこの限りでない。

(実績報告書)

第10条 助成決定を受けた自治会・町内会等は、当該助成事業が完了した場合は、直ちに、コミュニティ助成事業実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項のコミュニティ助成実績報告書を受理したときは、直ちに審査会に内容の審査及び確認を指示し、適当と判断した場合は、速やかにセンターに助成事業実績報告を行うものとする。

(助成金の交付)

第11条 町長は、助成金の交付が適当と認めた場合は、速やかに助成金を当該自治会・町内会等に対して交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 助成金を受けた自治会・町内会等が、次の各号に該当する場合は、町長は当該自治会・町内会等に対し、その助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 助成事業の施行方法が自治会・町内会等の健全な発展に対し不相当と認められるとき。

(2) 提出書類等関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(庶務)

第13条 この告示に関する事務及び審査会の庶務は、企画財政課において処理するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年5月15日告示第41号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日告示第75号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日告示第34号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年9月6日告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。